

# 第 17 回

## 定時株主総会 招集ご通知



[www.livero.co.jp](http://www.livero.co.jp)

### 開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時

受付開始 午前9時30分予定

### 開催場所

東京都港区芝公園三丁目5番4号

The Place of Tokyo 地下2階

The Banquet

### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件(1)

第2号議案 定款一部変更の件(2)

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・インターネット又は書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会のお土産のご用意はございません。

## 株主の皆様へ



株式会社リベロ代表取締役社長の鹿島秀俊と申します。

当社は、転居に関わるすべての法人・個人のお客ニーズに対応した、新生活のサービスプラットフォーム事業を展開しております。具体的には社宅管理・お部屋探し・お引越し・ライフライン手配や、法人企業向け福利厚生サービス等、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとしております。最重要指標である転貸戸数の拡大により、関連サービスの収益が連動して成長する事業モデルを構築しております。さらに、新生活において必要なサービスを提供する各事業者と、引越しをする転居者、並びに転居者を送り出す法人企業のすべてに価値を提供する「四方可よし」のプラットフォームを構築し、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

現在、当社サービスを導入いただいている法人企業は4,000社、不動産会社は1,400社、引越会社は150社を超えております。2021年の上場後、力を入れていたパートナーとの関係強化により、不動産業界では「社宅推進プロジェクト」を始動し、「ベネフィット社宅」のサービス拡大とともに更なる転貸戸数の獲得に取り組んでおります。引越業界では、全国各地の経営者による業界の課題解決に向けた「引越業界の未来をつくる会」(以下、「未来会」といいます。)を発足、現在は150社以上の加盟会社が集まっております。未来会では、当社1社でできることよりも、多くの引越会社を巻き込み、収益改善、「引越し困難者」対策、社会貢献等を目的とした取り組みを積極的に行っております。

ESGに対する活動としては、当社の引越しプラットフォーム「HAKOPLA」で引越会社同士が作業のマッチングを行うことで、空きトラックの活用や配車の効率化(引越しトラックのシェアリングエコノミー)を促進する等、CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みを行っております。また、女性が働きやすい職場を目指し、毎年就業環境を見直しており、現在の女性役員比率は25.0%、女性管理職比率は27.3%になります。育児休業取得率は男性100%・女性100%となっており、全員が復職し業務してもらえるように職務内容を調整しております。女性が働きやすい職場環境を整え、品質向上に妥協することなく挑戦を続け、新しいビジネスモデルを世に発信してまいります。

業界のゲームチェンジャーになれるよう、事業成長に邁進してまいりますので、ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

## 目次

第17回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件(1).....	7
第2号議案 定款一部変更の件(2) .....	8
第3号議案 取締役5名選任の件.....	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 .....	12
事業報告	13
1. 企業集団の現況 .....	13
2. 会社の現況 .....	18
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針 .....	21
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を  
書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりませ  
ん（これらの事項は、インターネット上の当社ウェブサイト及び  
東証ウェブサイトに掲載しております。）。

当社URL：[https://www.livero.co.jp/ir/  
stock/meeting](https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting)

東証URL：[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/  
JJK010010Action.do?Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

- 事業報告の「新株予約権等の状況」
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制  
の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役  
が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及  
び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査  
をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インター  
ネット上の下記ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及  
び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

(<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>)

東証ウェブサイト

([https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action  
.do?Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show))

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又はコード（9245）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト上に掲載した「第17回定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類（7頁から12頁）に掲載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 議決権行使のご案内



書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。**



インターネットにより  
議決権を行使していただく場合

▶ 当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、**2026年3月26日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。**  
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

① 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時 ※受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
② 場 所	東京都港区芝公園三丁目5番4号 The Place of Tokyo 地下2階 The Banquet ※会場ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。 ※今回よりインターネットによるライブ配信は行いませんので、あらかじめご了承ください。
③ 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件(1) 第2号議案 定款一部変更の件(2) 第3号議案 取締役5名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
④ 招集にあたっての 決定事項	(1)書面による議決権行使の場合 議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。 (2)インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに行使してください。 (3)インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的な方法により当社にご通知ください。

◎当日会場にてご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません（これらの事項は、インターネット上の下記ウェブサイトウェブサイトに掲載しております。）。

当社ウェブサイト（<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>）

東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の下記ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>）

東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

下記の案内に従って、議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

**2026年3月26日（木曜日）  
午後6時到着分まで**



**インターネットで議決権を行使される場合**

6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

**2026年3月26日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで**



**株主総会にご出席される場合**

会場出席の株主様は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

**2026年3月27日（金曜日）  
午前10時**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード  
見本

○●○●○●○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1・2・4号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ可能です。

**議決権行使期限**

**2026年3月26日(木曜日)**  
午後6時入力完了分まで

①QRコードを読み取る方法

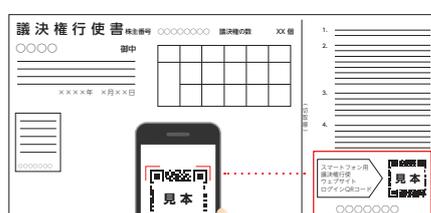
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ご利用の際は、下記をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

## ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

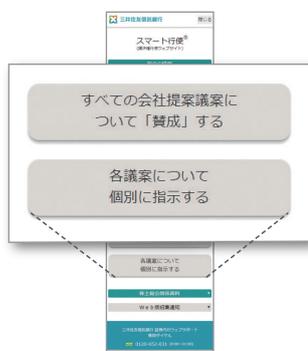
1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

## ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック。

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。

3 パスワードの入力



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。「登録」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件(1)

### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げのものとあります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～15. (条文省略) (新設) (新設)	1.～15. (現行どおり)
<u>16.～28.</u> (条文省略) (新設) (新設) (新設)	<u>16.</u> 電気事業法に基づく小売電気事業 <u>17.</u> ガス事業法に基づく小売ガス事業 <u>18.～30.</u> (現行どおり)
<u>29.</u> (条文省略) (新設)	<u>31.</u> 不動産の保守、清掃、点検および維持管理ならびに修繕工事 <u>32.</u> 建築・土木工事の施工および請負 <u>33.</u> 家具、什器、家庭用電気製品、室内装飾品、日用品等の販売および賃貸 (現行どおり)
<u>30.～34.</u> (条文省略)	<u>34.</u> (現行どおり) <u>35.</u> 旅館業法に基づく旅館業、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業その他宿泊施設の経営、運営および管理 <u>36.～40.</u> (現行どおり)

## 1. 提案の理由

補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間については、補欠監査役の選任議案が条件付決議であり、株主様の意思を再確認する機会を設けることが適切である点に鑑み、その効力を有する期間を当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までに変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後<u>4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>他の監査役の残任期間と同一とする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、<u>最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

## 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	鹿島 秀俊	代表取締役社長	再任
2	中村 和彦	専務取締役	再任
3	横川 尚佳	常務取締役管理本部長	再任
4	楠 武史	取締役事業本部長	再任
5	岡本 泰彦	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

鹿島 秀俊 (1978年9月20日生)

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5月	株式会社インクストゥエンター入社	2013年 1月	同 代表取締役社長（現任）
2009年 5月	当社創業 同 専務取締役	2018年 2月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役
		2024年 9月	株式会社TANT取締役 （現在に至る）

### 取締役候補者とした理由

鹿島秀俊氏は、2009年に当社を創業し、当社グループの基盤を築きあげるとともに、2013年から現在に至るまで当社グループの代表取締役として経営を指揮し、その成長に貢献してまいりました。会社経営における幅広い知識と、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

所有する当社の株式数

1,913,100株



所有する当社の株式数  
7,100株

候補者番号

2

なかむら かずひこ  
中村 和彦

(1957年2月10日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1979年 4月	殖産住宅株式会社入社	2022年 6月	同協会副会長（現任）
1993年 7月	株式会社サン・ステップ （現 住友林業レジデンシ ヤル株式会社）入社	2023年 1月	住友林業レジデンシャル株 式会社顧問
2003年 3月	同社取締役	2024年 2月	当社入社
2011年 6月	同社専務取締役	2024年 3月	同 専務取締役（現任）
2020年 7月	サプリース事業者協議会会 長（現任）	2024年 9月	株式会社TANT取締役 （現在に至る）
2020年 9月	公益財団法人日本賃貸住宅 管理協会理事（現任）		

取締役候補者とした理由

中村和彦氏は、住友林業レジデンシャル株式会社の専務取締役を長年務める等経営者としての実績並びに経験が豊富であるとともに、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会副会長及びサプリース事業者協議会会長を務める等、賃貸住宅管理業に関する法制度の整備や賃貸住宅市場の整備・健全な発展に寄与してきました。同氏の豊富な経験並びに知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

よこがわ なおよし  
横川 尚佳

(1978年6月26日生)

再任



所有する当社の株式数  
1,371,000株

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5月	株式会社インクストゥエン ター入社	2009年 5月	当社創業 同 常務取締役経営管理本 部長
		2025年 3月	同 常務取締役管理本部長 （現任） （現在に至る）

取締役候補者とした理由

横川尚佳氏は、2009年の当社創業以来、新規サービスの設計から運用に至るまでを担ってきた経験から経営企画及び経営管理に関する広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と知見が、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数  
3,700株

候補者番号

4

くすのき

楠

たけし

武史

(1977年6月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2014年 1月	当社入社 同 営業本部長	2018年12月	同 取締役事業本部長（現任）
2018年 1月	同 執行役員営業本部長	2019年 4月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役（現任） （現在に至る）

取締役候補者とした理由

楠武史氏は、2014年の当社入社以来、事業部門の責任者として当社の業績向上を牽引しており、事業の統括及び推進に関して確実な実績を残しております。同氏の事業における推進力とマネジメント能力は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

おかもと

岡本

やすひこ

泰彦

(1961年4月6日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
25,000株

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1985年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 8月	ライクスタッフィング株式会社取締役会長（現任）
1988年10月	株式会社文化倶楽部入社	2023年 8月	ライク株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO（現任）
1993年 9月	株式会社パワーズインターナショナル（現ライク株式会社）設立 同社代表取締役社長	2024年 5月	ライクキッズ株式会社代表取締役社長（現任） ライクケア株式会社代表取締役社長（現任） （現在に至る）
2020年 3月	当社社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡本泰彦氏は、東証プライム上場会社であるライク株式会社の代表取締役であり、保育、人材サービスと幅広い業界で経営者として会社経営・事業戦略を担ってきた経験に加え、コーポレート・ガバナンスに対する豊富な知識を併せ持つ人物であります。同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本泰彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 岡本泰彦氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は、岡本泰彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は岡本泰彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役として就任した場合、その任期は退任した監査役の任期の満了する時までとします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はぎ わら のぶ お  
**萩原 伸朗** (1953年4月1日生)

所有する当社の株式数 一株

### 【略歴（重要な兼職の状況）】

1971年4月	日本航空株式会社入社	1999年4月	同 総務部企業法務担当
1976年4月	日本製靴株式会社（現 株式会社リーガルコ ーポレーション）営業担当	2011年6月	同 監査役
		2019年7月	当社常勤社外監査役 （現在に至る）

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

萩原伸朗氏は、当社の監査役を長年務め、上場企業の法務部門、監査役を歴任する等、豊富な知識と経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 同候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同候補者が監査役に就任した場合には、当社は同候補者との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。同候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1 | 企業集団の現況 |

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本国内の経済は、企業収益の改善や賃金上昇、訪日外国人によるインバウンド需要等の回復に支えられ、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、円安による物価上昇や米国の通商政策の動向等から個人消費には伸び悩みが見られ、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした経済環境の中、当社グループは、日本企業における慢性的な人材不足という社会課題の解決に向け、「外国人就労支援サービス」を開始するとともに、生成AIやデータ活用を通じた既存サービスの利便性向上を重要な課題と位置付け継続的に取り組んでおります。また、安定した技術基盤の構築と開発体制の強化を目的としてCTO（最高技術責任者）職を新設し、エンジニア組織の拡充を進めております。加えて、中長期的な企業価値向上に向けた人材基盤の強化の一環として、女性活躍推進にも継続的に取り組んでおります。今後も、技術力に加え、人材や組織体制の強化を通じて質とスピードの両立を図り、持続的な成長の実現に努めてまいります。

このような状況の下、2025年12月期末において不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」を導入いただいた不動産会社は1,491社、法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」を導入いただいた法人企業は4,016社となり、順調に推移しました。引越会社向けサービスにおきましては、利用引越会社数は158社となり、特に引越業務の一元管理が可能なサービス「HAKO-Tec（ハコテック）」が成長を牽引しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,364,484千円（前連結会計年度比21.7%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は760,303千円（前連結会計年度比67.0%増）、経常利益は765,416千円（前連結会計年度比61.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は531,616千円（前連結会計年度比56.9%増）となりました。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### 連結業績

売上高	43億64百万円	営業利益	7億60百万円
経常利益	7億65百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	5億31百万円

### サービス別業績

	不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
売上高	21億60百万円	18億77百万円	3億25百万円
売上原価	9億94百万円	1億87百万円	46百万円
売上総利益	11億66百万円	16億90百万円	2億79百万円

## サービス概要

不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
<p><b>【新生活ラクっとNAVI】</b> お部屋が決まった入居者からの転居に関する（電気・ガス・インターネット等のライフラインについて）ご相談を、不動産会社に代わり対応するサポートサービスです。</p>	<p><b>【ワンコイン転勤社宅】</b> 法人企業の従業員の転勤に伴う、お部屋探しや、引越し等のご相談を、法人企業の担当者に代わりサポートする社宅サービスです。</p> <p><b>【ベネフィット社宅】</b> 従業員が個人で借りているお部屋を、法人契約にすることで、企業にも従業員にもメリットがある社宅制度です。</p> <p><b>【ハヤワリ】</b> 入居者の家賃が「毎月2,000円」最大2年間割引になるサービスです。煩雑な契約手続きも電子契約にて簡単に行うことが可能です。</p> <p><b>【TANT・TANTGLOBAL】</b> 総フォロワー数2,000万を超えるTikToker ネットワークで国内外の法人企業のPR活動を支援します。</p>	<p><b>【HAKOPLA】</b> 引越会社同士のマッチングで引越業界の課題解決を目指した業界初の『引越しプラットフォーム』です。</p> <p><b>【引越しラクっとNAVI】</b> 当社のコンシェルジュが、複数の引越会社から見積り取得、料金交渉等を転居者に代わって行うサービスです。</p>

## サービス別指標

	クライアント (サービス依頼)	主要サポート数 (2025年12月期)	パートナー (サービス提供)
不動産会社向けサービス 新生活ラクっとNAVI	不動産事業者等 1,491社	累計サポート数 395万件	不動産事業者 753社
法人企業向けサービス	社宅ラクっとNAVI	法人企業等 4,016社	引越事業者 225社
	ハヤワリ	法人企業等 840社	ライフライン提供事業者 101社
引越会社向けサービス HAKOPLA (ハコプラ)	参加事業者 158社	案件マッチング 6.4万件	参加事業者 158社

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2022年12月期)	第15期 (2023年12月期)	第16期 (2024年12月期)	第17期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	2,555,046	2,900,886	3,586,529	4,364,484
経 常 利 益 (千円)	77,982	179,108	474,467	765,416
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	50,781	103,944	338,921	531,616
1 株当たり当期純利益 (円)	9.57	19.85	64.77	100.96
総 資 産 (千円)	3,460,290	4,396,057	5,826,831	7,488,144
純 資 産 (千円)	1,892,517	1,894,432	2,251,333	2,658,990

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2022年12月期)	第15期 (2023年12月期)	第16期 (2024年12月期)	第17期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	2,578,846	2,916,879	3,537,280	4,192,764
経 常 利 益 (千円)	72,134	174,252	441,301	734,048
当 期 純 利 益 (千円)	46,396	100,539	317,028	504,299
1 株当たり当期純利益 (円)	8.74	19.20	60.59	95.77
総 資 産 (千円)	2,406,551	2,544,223	3,226,864	3,830,092
純 資 産 (千円)	1,866,159	1,864,669	2,199,677	2,597,322

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社リベロビジネスサポート	100	100.0	社宅管理事業における宅地建物取引業
株式会社TANT	50	100.0	PR事業、SNS事業関連のコンサルティング・運用代行サービス

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、新生活を迎える人とサービスを提供するパートナー企業双方の『困った困ったを、良かった良かったに。』に変えていくことを経営理念として掲げております。新生活を迎える際に直面する「困った」を的確に抽出し、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することで「良かった」に変えていくことにより、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上してまいります。

上記経営理念のもと、急速に変化する市況に対応するため、当社グループでは以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

### ① 事業基盤の強化

当社グループの基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」及び「社宅ラクっとNAVI」においては、さらに利用者を増加させるとともにサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。利用者増加のため、法人企業の契約獲得に注力し、当社グループが管理する社宅戸数を増加させることにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

### ② パートナーシップの拡大

当社グループの事業運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

### ③ デジタル連携の推進

当社グループでは新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要であると考えております。政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加する等の取組みを実施してまいりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転貸借契約の電子化を起点として、不動産業界のデジタル化や新技術の活用を推進してまいります。

### ④ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が不可欠であります。「新生活ラクっとNAVI」「社宅ラクっとNAVI」「HAKOPLA（ハコプラ）」に続く新たな事業を企画すると共に、「ベネフィット社宅」「ハヤワリ」「TANT」「HAKO-Ad（ハコアド）」「HAKO-Tec（ハコテック）」等、新サービスの開発を推進し、事業間シナジーの最大化を目指してまいります。

### ⑤ 組織体制の整備

当社グループは、今後の事業拡大及び事業基盤の強化を図るにあたり、優秀な人材の確保及び従業員の育成が重要であると考えております。そのため、これまで同様継続して従業員の育成に注力し、事業規模に応じて組織体制の整備を進めてまいります。

### ⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは、多くの個人情報及び機密情報を有しているため、情報管理の徹底が重要であると考えております。当社グループは、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、さらに内部監査部門によるモニタリングを実施する等、情報管理体制の構築及び運用に努めております。今後につきましても、PDCAサイクルに基づく管理体制の継続的な見直し・改善、及び従業員向け研修の実施を通じて、情報管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場におけるお部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人企業においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
大阪支店	大阪府大阪市北区豊崎三丁目2番1号

② 子会社

株式会社リベロビジネスサポート	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
株式会社TANT	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
移転者サポート事業	147名 (148名)	6名減 (2名増)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員は ( ) 内に人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名 (148名)	12名減 (2名増)	36.2歳	5.1年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は ( ) 内に人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 | 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,120,000株
- ② 発行済株式の総数 5,305,401株 (自己株式100,099株を除く)
- ③ 株主数 1,749名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鹿島 秀俊	1,913,100	36.1
横川 尚佳	1,371,000	25.8
株式会社ベネフィット・ワン	455,000	8.6
MSIP CLIENT SECURITIES	234,300	4.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	93,500	1.8
株式会社ラストワンマイル	72,000	1.4
リベロ取引先持株会	70,731	1.3
株式会社H I T E N	70,000	1.3
李 秀礼	64,000	1.2
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	34,690	0.7

(注) 当社は、自己株式を100,099株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿島 秀俊	—
専務取締役	中村 和彦	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会副会長 サブリース事業者協議会会長
常務取締役	横川 尚佳	管理本部長
取締役	楠 武史	事業本部長 株式会社リベロビジネスサポート 代表取締役
取締役	岡本 泰彦	ライク株式会社 代表取締役会長兼社長グループCEO ライクキッズ株式会社 代表取締役社長 ライクケア株式会社 代表取締役社長 ライクスタッフィング株式会社 取締役会長
常勤監査役	岩垂 武登	—
監査役	土谷 環	リエゾン・マネジメント株式会社 代表取締役
監査役	山本 有未	弁護士

- (注) 1. 取締役岡本泰彦氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役土谷環氏及び山本有未氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役山本有未氏の戸籍上の氏名は、増田有未であります。  
4. 監査役岩垂武登氏は、会計事務所にて長年勤めるとともに、過去に当社の経理部門において業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役土谷環氏は、証券・金融業での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 当社は、社外取締役岡本泰彦氏、社外監査役土谷環氏及び社外監査役山本有未氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

#### ② 金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月額固定報酬は、当社グループの業績（連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。）及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。

#### ③ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役位・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会後に支給するものとする。

#### ④ 非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役位・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

#### ⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

#### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで起案する。

**ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役報酬に関する内規に従い代表取締役が原案を作成後、社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで取締役会に上程していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

**ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額**

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	115,407 (6,000)	115,407 (6,000)	- (-)	- (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,234 (6,582)	12,234 (6,582)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	127,641 (12,582)	127,641 (12,582)	- (-)	- (-)	9 (4)

- (注) 1. 上表には、2025年3月28日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち、社外監査役1名）を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額200,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

**⑤ 社外役員に関する事項**

**イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

- ・社外取締役岡本泰彦氏は、ライク株式会社の代表取締役会長兼社長グループCEO、ライクキッズ株式会社並びにライクケア株式会社の代表取締役社長、及びライクスタッフィング株式会社の取締役会長であります。ライク株式会社、ライクキッズ株式会社、ライクケア株式会社及びライクスタッフィング株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役土谷環氏は、リエゾン・マネジメント株式会社の代表取締役であります。リエゾン・マネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

**ロ. 当事業年度における主な活動状況**

	活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役 岡本 泰彦	当事業年度の取締役会14回のうち13回に出席し、上場会社の経営者として企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。
監査役 土谷 環	当事業年度の取締役会14回うち13回に出席し、また監査役会13回のすべてに出席し、証券・金融業に関する豊富な経験・知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 山本 有未	当事業年度の取締役会14回のすべて、また監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 Mooreみらい監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬)	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 3 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、剰余金の配当等の決定に関する方針を変更し、事業上獲得した資金については事業拡大のための成長投資に充当することを最優先としつつ、同時に株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置付け、配当性向30%を目安に総合的に考慮し決定することといたしました。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨、並びに「期末配当及び中間配当の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針並びに当事業年度の業績等を考慮し、1株当たり30円とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,257,242</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,960,855</b>
現金及び預金	2,320,408	買掛金	308,368
売掛金	529,021	未払金	259,961
前渡金	2,038,586	未払費用	107,014
その他	370,082	前受金	1,922,357
貸倒引当金	△857	未払法人税等	200,318
<b>固定資産</b>	<b>2,230,902</b>	株主優待引当金	12,010
<b>有形固定資産</b>	<b>35,145</b>	その他	150,825
建物附属設備	8,409	<b>固定負債</b>	<b>1,868,299</b>
車両運搬具	9,398	預り敷金及び保証金	718,944
器具及び備品	17,337	長期預り金	1,132,057
<b>無形固定資産</b>	<b>273,801</b>	資産除去債務	3,592
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,921,956</b>	その他	13,705
投資有価証券	1,650	<b>負債合計</b>	<b>4,829,154</b>
株主、役員又は従業員に対する 長期貸付金	28,307	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	467,866	<b>株主資本</b>	<b>2,646,058</b>
繰延税金資産	72,890	資本金	453,544
敷金及び保証金	1,350,348	資本剰余金	458,544
その他	892	利益剰余金	1,837,950
<b>資産合計</b>	<b>7,488,144</b>	自己株式	△103,981
		<b>新株予約権</b>	<b>12,931</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,658,990</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,488,144</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結損益計算書** (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	4,364,484
売上原価	1,228,715
売上総利益	3,135,768
販売費及び一般管理費	2,375,464
営業利益	760,303
営業外収益	5,936
受取利息	3,647
仕入割引	1,441
その他	847
営業外費用	823
支払利息	823
経常利益	765,416
税金等調整前当期純利益	765,416
法人税、住民税及び事業税	253,347
法人税等調整額	△19,547
当期純利益	531,616
親会社株主に帰属する当期純利益	531,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,201,467</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,215,472</b>
現金及び預金	1,746,629	買掛金	314,645
売掛金	521,707	未払金	454,380
前払費用	54,141	未払費用	107,013
関係会社短期貸付金	504,150	未払法人税等	182,364
未収入金	302,451	預り金	67,594
前渡金	58,920	株主優待引当金	12,010
その他	13,983	前受金	7,865
貸倒引当金	△515	その他	69,600
<b>固定資産</b>	<b>628,625</b>	<b>固定負債</b>	<b>17,297</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,632</b>	資産除去債務	3,592
建物附属設備	8,409	その他	13,705
車両運搬具	9,398		
器具及び備品	16,824	<b>負債合計</b>	<b>1,232,770</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>263,189</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	229,847	<b>株主資本</b>	<b>2,584,390</b>
ソフトウェア仮勘定	32,942	資本金	453,544
その他	400	資本剰余金	458,544
<b>投資その他の資産</b>	<b>330,802</b>	資本準備金	444,544
投資有価証券	1,650	その他資本剰余金	14,000
関係会社株式	150,000	利益剰余金	1,776,281
株主、役員又は従業員に対する 長期貸付金	28,307	その他利益剰余金	1,776,281
敷金及び保証金	94,333	繰越利益剰余金	1,776,281
繰延税金資産	55,268	自己株式	△103,981
その他	1,242	<b>新株予約権</b>	<b>12,931</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,830,092</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,597,322</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,830,092</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**損益計算書** (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	4,192,764
売上原価	1,288,529
売上総利益	2,904,235
販売費及び一般管理費	2,273,499
営業利益	630,736
営業外収益	104,136
受取利息	12,037
業務受託料	90,352
その他	1,746
営業外費用	823
支払利息	823
経常利益	734,048
税引前当期純利益	734,048
法人税、住民税及び事業税	231,829
法人税等調整額	△2,080
当期純利益	504,299

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社リベロ  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	宇田川 和彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐藤 豊毅
業 務 執 行 社 員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リベロの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社リベロ  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	宇田川 和彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐藤 豊毅
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リベロの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社リベロ 監査役会

常勤監査役

岩垂武登 ㊟

社外監査役

土谷環 ㊟

社外監査役

増田有未 ㊟

(山本有未の戸籍上の氏名)

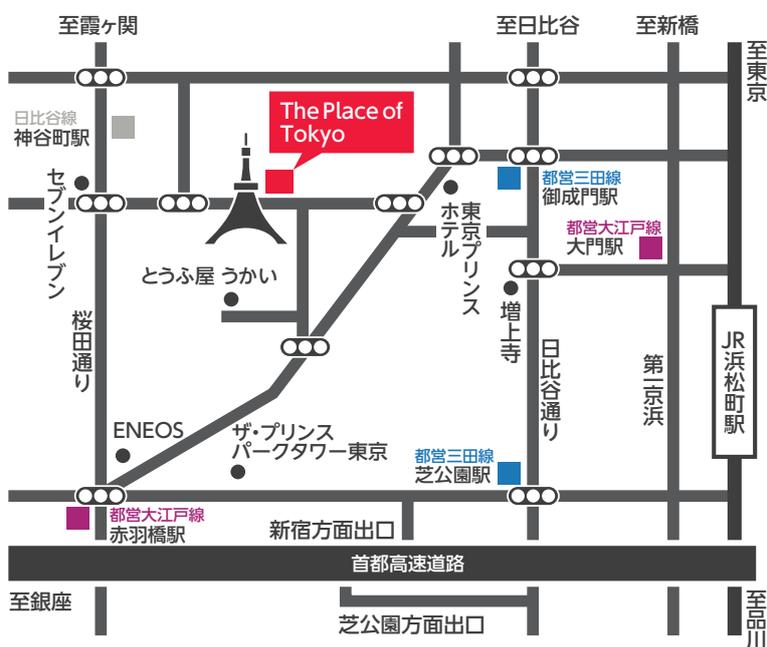
以上

## 株主総会 会場ご案内図

会場 The Place of Tokyo - ザ プレイス オブ トウキョウ -  
地下2階 The Banquet  
〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番4号 TEL 03-5733-6788

交通

- 都営大江戸線 赤羽橋 駅 赤羽橋口より 徒歩 5分
- 地下鉄日比谷線 神谷町 駅 1番出口より 徒歩 7分
- 都営三田線 御成門 駅 A1出口より 徒歩 7分



## THE PLACE of TOKYO

※会場には専用駐車場はございませんので公共の駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。